

平成 26 年 11 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 84 号

平成 26 年 11 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 26 年 11 月 6 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、 期 日 平成 26 年 11 月 14 日（金）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場
- 3、 付議事件
 - (1) 平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）
 - (2) 平成 26 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - (3) 平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - (4) 平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
 - (5) 平成 26 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - (6) 平成 26 年度土庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - (7) 平成 26 年度土庄町病院事業会計補正予算（第 1 号）
 - (8) 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
 - (9) 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
 - (10) 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (11) 土庄町税情報漏えい調査委員会設置条例
 - (12) スクールバスの購入について

平成 26 年 11 月 14 日（金曜日） 午前 9 時 32 分 各議員着席

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、三枝町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 26 年 11 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の提案の議題につきましては、補正予算関係が 7 件、条例関係が 4 件、スクールバスの購入についてが 1 件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

本日、午前 9 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、副委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営副委員長 佐々木邦久君。

○議会運営副委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

議会運営委員会からの報告を申し上げます。本委員会は、本日午前 9 時より委員会室におきまして、今期 11 月議会臨時会の会期、日程等につきまして審議いたしましたので、その結果について報告申し上げます。

まず会期でございますが、本日 1 日を予定しております。

会議の進め方でございますが、執行部より議案第 1 号から 12 号までの提案理由の説明を受けた後、質疑、討論、採決をお願いします。

以上で今期 11 月議会臨時会を閉会する予定でございます。議会運営委員会からの報告といたします。

平成26年11月14日（金曜日）午前9時32分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（上川正衛君）	9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君）	11 番（藤本誠助君）	12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1名

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	総務課長（中井俊博）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（奥村 忠）
企 画 課 長（糸 英彦）	福 祉 課 長（川田順也）
税 務 課 長（笹山恵子）	住 民 環 境 課 長（宮原正行）
健康増進課長（木下公明）	農 林 水 産 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（樋口英士）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
商工観光課長（須浪宏和）	水 道 課 長（川本公義）
生涯学習課長（椎木 孝）	出 納 室 課 長（南堀英二）
病 院 事 務 長（三木俊明）	総務課副主幹（三枝恵吾）
総務課課長補佐（井口秀俊）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成26年11月土庄町議会臨時会

議事日程（第1号）

（平成26年11月14日招集）

平成26年11月14日（金曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号：平成26年度土庄町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第 2 号：平成26年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 3 号：平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 4 号：平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 5 号：平成26年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 6 号：平成26年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 7 号：平成26年度土庄町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第 8 号：土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 9 号：土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 10 号：土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 11 号：土庄町税情報漏えい調査委員会設置条例
- 第 14 議案第 12 号：スクールバスの購入について

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営副委員長から報告のありましたとおり、本臨時会は、本日1日を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年11月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりでございます。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番 藤本誠助君、12番 川口幸路君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第12号）

○議長（川本貴也君）

日程第 3、議案第 1 号 平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）の件から日程第 14、議案第 12 号 スクールバスの購入についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

それでは、私の方から、今臨時会に提案されました議案につきまして、ご説明させていただきます。

議案書第 1 ページをお開きください。議案第 1 号 平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、今回の補正予算は、人事院勧告に基づき給与等の改正を行うものがほとんどでございます。特に臨時会での対応につきましては、12 月支給の期末勤勉手当の基準日が 12 月 1 日であり、それまでに条例の改正及び予算等の整備をする必要があるため議会の議決をお願いするものでございます。人事院勧告の内容につきましては、公務員給与と民間給与の較差 0.27%を解消するため、給料表の改定を本年 4 月にさかのぼって平均 0.3%引き上げるもの及びボーナスについて 0.15 月分引き上げるものでございます。

また、費目の中で増えているところ、減っているところがございますが、これは当初予算作成時の職員配置から平成 26 年 4 月 1 日の人事異動後の職員配置に合わせて費目の振り替えなどを行っているため、増減しているものでございます。

なお、人事院勧告以外といたしましては 11 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、調査委員会事務費は、本年 9 月 8 日に税情報が記載された資料が記者クラブへ郵送された事件について、調査委員会を設置し、調査等をするための経費として 16 万 4 千円を計上しております。以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 3,076 万 2 千円を減額し、歳入については財政調整基金繰入金で調整し、補正前の予算額と合計しますと 88 億 3,118 万 4 千円とするものでございます。

次に 29 ページをお開きください。議案第 2 号 平成 26 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。第 1 条 歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計と同様に人事院勧告に伴い職員給与費が増額しますが、送配水事業の減額により調整を行い、補正前の予算額と変更はございません。

次に 37 ページをお開きください。議案第 3 号 平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ 35 万 5 千円を追加し、歳入としまして一般会計からの繰入金と基金繰入金で調整し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 3,748 万円とするものでございます。一般会計と同様に人事院勧告によるものでございます。

次に 45 ページをお開きください。議案第 4 号 平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 412 万円を減額し、歳入として負担割合に応じた国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金及び基金繰入金を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 3,486 万 6 千円とするものでございます。一般会計と同様に人事院勧告及び人員配置の変更によるものでございます。

次に 55 ページをお開きください。議案第 5 号 平成 26 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 204 万円を減額し、歳入として居宅介護サービス計画費収入の減額により、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,561 万 8 千円とするものでございます。一般会計と同様に人事院勧告及び人員配置の変更によるものでございます。

次に 67 ページをお開きください。議案第 6 号 平成 26 年度土庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。第 2 条 収益的収入及び支出でございますが、営業費用の 48 万円の補正は、一般会計と同様に人事院勧告によるもので、補正後の水道事業費用を 4 億 1,630 万 5 千円とするものでございます。第 3 条 継続費は、肥土山浄水場更新事業に係る継続費の総額を 2 億 4,377 万 1 千円増額いたしました 22 億 2,480 万円とするものでございます。場内配水池、自家発電施設及び工事監理委託費の追加によるものでございます。

次に 73 ページをお開きください。議案第 7 号 平成 26 年度土庄町病院事業会計補正予算（第 1 号）でございます。第 2 条 収益的収入及び支出でございますが、第 1 項 医業費用 8,260 万 5 千円の減は、一般会計と同様に人事院勧告及び人員配置の変更によるもので、第 2 項 医業外費用 556 万 9 千円の増は、消費税率の変更に伴い増額するもので、補正後の病院事業費用を 19 億 5,562 万 9 千円とするものでございます。

次に 79 ページをお開きください。審議資料は 1 ページになります。議案第 8 号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例でございます。土庄町教育委員会事務局職員に対する建造物侵入、公電磁的記録毀棄、電子計算機損壊等業務妨害被告事件の裁判結果を受け、町長及び副町長の給料月額を減額を行うもので、内容につきましては町長、副町長共に 12 月分の給料について 10%減額するものでございます。

次に 81 ページをお開きください。審議資料の方は 3 ページになります。議案

第9号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案第8号と同様の理由によりまして、教育長の12月分の給料について10%減額するものでございます。

次に83ページをお開きください。審議資料は5ページから15ページになります。議案第10号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。地方公務員法に規定する情勢適応の原則に基づき、平成26年8月7日付けの人事院勧告に則った所要の改正を行うもので、内容につきましては、補正予算の冒頭の説明と同様でございますので、省略をさせていただきます。

次に101ページをお開きください。議案第11号 土庄町税情報漏えい調査委員会設置条例でございます。税情報が漏えいされるという事件に関し、公正かつ客観的な観点から調査対象事件の調査及び再発防止策について取りまとめる土庄町税情報漏えい調査委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。委員については3名で、弁護士にも加わっていただく予定でございます。

次に105ページをお開きください。審議資料は17ページになります。議案第12号 スクールバスの購入についてでございます。統合小学校に係る29人乗りマイクロバス3台を取得価格1,469万2,860円で有限会社カードック岡田、代表取締役 岡田謙司と契約しようとするものでございます。以上でございます。

提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第12号）

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。ただ今説明のありました議案第1号 平成26年度土庄町一般会計補正予算（第3号）の件から、議案第12号 スクールバスの購入についてまでの全議案について一括質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

12番 川口幸路君。

○12番（川口幸路君）

議案第11号の件でございますけども、土庄町税情報漏えい調査委員会設置条例第3条に「調査委員会は、委員3人以内で組織する」とある訳。3人以内ということ、1人もあるし、2人もあるんですか。ちょっとお願いします。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

川口議員のご質問にお答えいたします。第 3 条の委員 3 人以内ということでございますが、基本的には最大 3 人で考えていく予定でございます。1 人、2 人という形では中の調査等ができないと考えております。

○議長（川本貴也君）

12 番 川口幸路君。

○12 番（川口幸路君）

3 人以内で、今言うのは、おそらく 1 人や 2 人じゃないだろうということなんですけどね、「以内」と書いてあるんだから 1 人もあり得る。それより、3 人ということの定義、根拠は何ですか。ちょっと教えてください。3 人という定義、3 人以内と決めた考え方、どういうことで 3 人ですか。何も多ければいいということじゃないですよ。3 人にした理由は何ですか。教えてください。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

川口議員のご質問にお答えいたします。3 人の根拠ということでございますが、最低条件 3 人はいなければ委員会は成り立たないと考えております。そのような中で 3 人以内とはしておりますが、そういう運用はしてまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 12 号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 12 号）

○議長（川本貴也君）

これより、討論、採決に入ります。

日程第 3、議案第 1 号 平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 4、議案第 2 号 平成 26 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 5、議案第 3 号 平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 6、議案第 4 号 平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 7、議案第 5 号 平成 26 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 8、議案第 6 号 平成 26 年度土庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 9、議案第 7 号 平成 26 年度土庄町病院事業会計補正予算（第 1 号）
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 10、議案第 8 号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する
条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 11、議案第 9 号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 12、議案第 10 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 13、議案第 11 号 土庄町税情報漏えい調査委員会設置条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

本条例における調査委員会の設置についての反対討論を行います。本来、第三者委員会の設置については町から独立した強い権限を発揮すべきものと考えます。しかし、この条例に至っては、人選に対して町長が強い権限を持っています。町長が人選に強い権限を持っていたのでは、町から独立した調査は期待できません。町長に人選の権限を与えるべきではありません。費用は町が負担しても、調査内容に口を出せない規定、また人選には口を出せない規定が必要だと考えます。以上の内容により、変更を求める立場から条例に反対をいたします。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

普通、行政機関が設置する調査委員会は、その長がお金を出すということで人選も当然そうならざるを得ない面があると思います。なおかつ、公正な第三者機関とするためには、やっぱりその人選に対して委員会なり、そういうところでしっかりとした意見を述べて、本当に公正な調査ができるように委員会なりなんなりで見守っていく必要があると思います。そういうことを含めて、この原案には賛成したいと思います。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

今回の税情報の漏えいの問題については、町長の所から漏えいした可能性も含まれております。ですので、町長の人選というのは矛盾しているのではないかと考えます。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 14、議案第 12 号 スクールバスの購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 26 年 11 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。
長時間、誠にお疲れ様でした。

閉 会 午前 10 時 01 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (川 本 貴 也)

同 議員 (藤 本 誠 助)

同 議員 (川 口 幸 路)